

高山市 I T人材育成事業委託仕様書

1. 業務名

高山市 I T人材育成事業委託

2. 業務の目的

人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に、あらゆる産業において I T（情報通信）技術の活用や D X（デジタルトランスフォーメーション）が加速する中、I T 技術を活用できる人材（以下「I T 人材」という。）の不足が顕在化している。

現在、A I（人工知能）やビッグデータを使いこなし、第 4 次産業革命に対応した新しいビジネスの担い手として、付加価値の創出や革新的な効率化を通じて生産性向上等に寄与できる I T 人材の重要性がますます高まっている。

このため、飛騨地域内の高等学校等に在籍する生徒を対象に、I T スキルを習得するための研修を実施することにより、市内企業で活躍する I T 人材の育成・確保はもとより、本市から I T 人材を輩出する環境をつくり、I T 関連企業の誘致を図るとともに、世界で活躍できる I T 人材の育成・確保を図る。

併せて、高校生が I T 人材を目指す機運の醸成、保護者や市内企業の経営者等が I T 人材の重要性及び D X の促進について理解を深めるセミナーを開催し、市内企業の D X の促進につなげる。

3. 業務履行期間

契約を締結した日から令和 6 年 3 月 2 5 日までとする。

4. 業務履行場所

高山市内ほか

5. 業務内容

I T 人材を育成するため、「飛騨地域内の高等学校等に在籍する生徒に対し、開発エンジニアやプログラマーを目指す上で必要なプログラミング言語等の知識や技術の習得及びコミュニケーション能力を高めることにより、開発エンジニアやプログラマーなど I T 関連企業への就職につながる I T スキルの習得」を到達目標とする。概ね次の業務を基本とするが、これらの業務が、より効果的に発揮できる独自提案も可とする。

(1) 受講者の選考等

- ・受講者は 5 名程度とし、高山市民が半数以上であること。
- ・受講対象者は原則飛騨地域内の高等学校等に在籍する生徒に限る。
- ・開発エンジニアやプログラマーの適正を判断するための面接等（オンラインでも可）を実施し、選考を行うこと。また、地元就職や地元企業への貢献の意思を持ったものの選考に努めること。

(2) I T 人材育成研修の実施

ア 研修

- ・「2 業務の目的」を踏まえ、未経験者でもIT関連企業等への就職につながる効果的な研修（下記の例のような研修が考えられるが、提案の内容を拘束するものではない）を実施すること。

（例）

- ・IT基礎研修（情報セキュリティ、ITシステム基礎などIT人材に共通して求められる基礎知識の習得）
- ・IT専門研修（PHPやLaravelなどのフレームワーク、オブジェクト指向など開発エンジニアやプログラマーを目指す上で、実際にビジネスの現場で求められる実用的な専門知識の習得）

イ 実施方法

- ・オンライン又は対面講義により実施すること（組み合わせも可）。なお、対面講義による場合は、市内の会場において実施し、対面講義が困難な者に対しては、オンラインを組み合わせるなど個別に対応すること。また、時間の制約等により集合研修の形式による受講が困難な受講者に対しては、オンラインを活用するなど個別に対応すること。

ウ スキル定着支援

- ・定期的に習熟度の確認や個別相談への対応など、スキル定着に向けた適切な支援を行うこと。

エ その他

- ・受講生が高校生活とIT人材育成研修の両立ができるよう、受講生に寄り添った研修とすること。
- ・研修に必要なパソコン及びソフトウェアは、受託者が無償貸与すること。
- ・研修の受講に必要なインターネット接続環境については、原則として受講者が各自で用意するものとする。ただし、必要なインターネット接続環境を受講者が用意できない場合は、受託者が機器等の無償貸与により、インターネット接続環境を提供すること。

(3) IT人材育成の重要性の理解の促進

高校生がIT人材を目指す機運の醸成、保護者や市内企業の経営者等がIT人材の重要性及びDXの促進について理解を深めるための以下のセミナー（対面方式・20名程度）をそれぞれ開催すること。

- ・高校生及び保護者等を対象としたキックオフセミナー
- ・高校生、保護者及び市内企業の経営者等を対象とした研修成果報告会

6. 契約限度額

契約限度額は700万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7. 実施状況の報告

(1) 業務実施報告（月報）

受託者は、以下の①から⑥までの事項について、毎月の実績を実施報告書（データによる。様式任意）にまとめ、翌月の7営業日以内に本市へ報告すること。ただし、

3月の実績は、令和6年3月25日までに提出すること。なお、実施報告書とは別に、本市から業務の実施状況に関する報告を求められた場合は、その都度対応すること。

- ①受講者の選考状況
- ②研修の進捗・実施状況
- ③受講者の進路状況
- ④受講者からの意見・要望等
- ⑤キックオフセミナーの進捗・実施状況
- ⑥研修成果報告会の進捗・実施状況

(2) 事故報告

業務の実施にあたり事故等が発生した場合は、本市へ直ちに連絡し、本市の指示に従うこと。

8. 業務完了時等の提出書類

受託者は、年度末又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の①から③の書類を提出すること。

- ①実績報告書
- ②委託業務完了届
- ③その他、市長が必要と認める書類

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ アの「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。

ウ 受託者は、ア及びイの規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

(2) 受講者の費用負担

原則として費用負担は求めないこととする。

(3) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 著作権の取り扱い

ア 本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。

(ア) 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。

(イ) 権利留保物を活用した本業務における成果品については、原則として受託者に留保するものとする。ただし、受託者が権利留保物を活用した成果品を使用する

場合は事前に本市に報告を行うものとする。

(ウ) 権利留保物を活用しない本業務における成果品については、本市に帰属するものとする。

イ (イ) の成果品について、本市は受託者と事前に協議を行ったうえで加工及び二次利用できるものとする。

ウ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(5) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、高山市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。